

議案第42号

第五次南風原町総合計画（後期基本計画）の策定について

南風原町議会基本条例（平成25年南風原町条例第38号）第13条の規定に基づき、第五次南風原町総合計画（後期基本計画）を定めたく議会の議決を求める。

令和4年9月28日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

第五次南風原町総合計画の前期基本計画が令和3年度までとなっていることから、今後5年間の町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的な町政運営をすべく、後期基本計画を策定する必要があるため提案する。